

# ビジネス渡航に係る検査証明を行う医療機関の登録募集について

2020年8月7日

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続いている中、政府としては、国外からの新たな感染者の流入防止に万全を期すため、引き続き水際対策を徹底して進めております。

このような前提の下、現在、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」として、一般の国際的な往来とは別に、ビジネス上必要な人材の出入国についての例外的な枠組みを設置することが検討されております。このうち、出国については、感染状況が落ち着いている国・地域への渡航を対象とし、相手国の要請に基づく出国前の陰性証明等により、相手国への入国や、行動範囲を限定した活動を許容すること等を念頭に協議が進められています。

これに伴い、今後はビジネス渡航に伴う陰性証明のニーズが拡大することが想定されるため、経済産業省は、厚生労働省等との連携のもと、ビジネス渡航等を念頭においた陰性証明を発行できる医療機関を募集いたします。

<参考：新型コロナウイルス感染症対策本部（第38回）資料>

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryousidai\\_r020618.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryousidai_r020618.pdf)

## 2. 登録対象となる機関の対象・要件

<対象機関>

医療機関のうち、新型コロナウイルスに対する陰性証明※を発行している機関

※対象となる陰性検査には、PCR検査、抗原検査（定量）等が含まれます（採取方法については、鼻咽頭拭い・唾液の方式を問わない）。ただし、渡航先によって、陰性検査の方式等が限定されている場合があります。その場合には、適合する医療機関のみが陰性証明を発行することとなります。

なお、今後、陰性証明の発行体制を整える予定がある機関につきましては、現時点では、登録はできませんが、差し支えなければ、その旨、7. お問い合わせ先までご一報いただければ幸いです。

<要件>

①以下の資料も参照しつつ、適切な検体採取を行うこと。

鼻咽頭：感染研「新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル（令和2年6月2日）」

[http://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV\\_200602.pdf](http://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200602.pdf)

唾液：日本医師会 HP「唾液からのPCR検体採取について（令和2年7月9日）」

[http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel\\_corona/link/salivaPCR.pdf](http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/link/salivaPCR.pdf)

厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症に係る検査の技術的事項に関する質疑応答集（Q&A）について（令和2年7月21日）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000651192.pdf>

なお、機関における検査体制構築等に関する疑問等がございます場合は、まず厚生労働省監修の下で作成された以下の資料をご参照ください。

日本渡航医学会「ビジネス渡航者のための新型コロナウイルス感染症の PCR 検査と証明書発行マニュアル（令和2年6月2日）」

<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/pcr20200624.pdf>

日本渡航医学会「ビジネス渡航者への PCR 検査に関する Q&A（渡航者・企業・団体向け）（令和2年7月13日）」

[https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/pcr\\_qa.pdf](https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/pcr_qa.pdf)

※日本渡航医学会の会員以外の方で、上記資料に関する質問等がございます場合は、末尾の厚生労働省の担当までお問い合わせください。

②以下の資料も参照しつつ、改正医療法（検体検査関連）（平成30年12月1日施行）に沿った検体検査の精度の確保に係る基準を確保すること。検体検査を外部の検査機関に委託する場合には、委託する検査機関において当該検体検査の分類に関する衛生検査所登録がなされていることを確認すること。また、外部の医療機関に委託する場合には、医療法施行規則第9条の8の他、「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について（令和元年7月10日医政総発0710第1号医政地発0710第2号）」に基づき実施すること。

厚生労働省 HP「検体検査について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02251.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02251.html)

参考：検体検査の分類

○核酸増幅検査（PCR検査等）：遺伝子関連・染色体検査 病原体核酸検査

○抗原検査：免疫学的検査 免疫血清学検査

### 3. 登録情報

- ・地域／都道府県／医療機関名／住所／営業時間／予約方法（TEL等）
- ・検体採取が可能な曜日、時間帯
- ・診察・検体採取が可能な枠数（曜日毎）
- ・医療機関による受付から被験者への証明書発行までの所要時間  
※渡航先によっては出国48時間前までの検査が求められる場合等が想定されます。

※登録フォーマットは別紙をご参照ください。なお、登録フォーマットの項目のうち、別紙に特記された一部の項目は、非公表といたします。

### 4. いただいた情報の取扱い及びリストの取扱いについて

いただいた情報は経済産業省及び厚生労働省で確認作業を行います。その過程で不明な点等が生じた場合、お問い合わせをさせていただき、仮登録とさせていただきます。さらに、後日、運営規程（作成中）等についてご了解をいただいた医療機関を登録医療機関とさせていただきます。登録医療機関はリスト化し、早期に、公表するとともに、5.に記載するPCR検査予約システムの対象といたします。

また、相手国から、日本国政府が認めた医療機関のリストを要望された場合には、当該リストを相手国政府に提出する場合もございます。

## 5. 登録医療機関にご対応いただく内容

### <第1ステップ>

仮登録いただいた医療機関のうち、可能な方々には、2週間の検査キャパシティの空き状況を毎週金曜日までに情報提供いただき、それらを集約した情報を随時情報発信することを想定しております※。

ご記載いただくフォーマット等は近日中、改めてご連絡させていただきます。

※本項目については、情報発信の趣旨に鑑み、運営規程への同意等を求めるものではありません。

### <第2ステップ>

今後、政府では、ウェブ上で、ビジネス渡航者による機関へのアクセスを円滑にするためのPCR検査予約システムを創設することを検討しております。

ご登録いただいた機関には、当該システム稼働以降は、第一ステップ期間とは異なる形式、入力方法で、情報提供いただく可能性がございます。

当該システムの内容は今後検討を進めることとなっておりますので、詳細につきましては、システム開始前に、改めて御連絡させていただきます。

経済産業省 HP「令和2年度「PCR検査予約システム構築事業」に係る資料提供依頼について（令和2年7月22日）」

<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2020/k200722002.html>

## 6. 〆切

リスト作成の関係上、8月31日（月）を〆切とさせていただきます。

なお、その後も引き続き募集は継続させていただきますので、その旨ご承知おきください。

## 7. お問い合わせ先

### <2. に関するもの以外について>

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課 海外渡航支援チーム

担当者：山下、梶本、鈴木（翔）

[meti-kaigaitoko@meti.go.jp](mailto:meti-kaigaitoko@meti.go.jp)

※お問い合わせ内容によっては、厚生労働省の担当部局におつなぎさせていただきますので、その旨ご承知おきいただければ幸いです。

### <2. について>

厚生労働省 生活衛生・食品安全企画課

担当者：小谷、渡邊

[kikakujouhou@mhlw.go.jp](mailto:kikakujouhou@mhlw.go.jp)

※医療従事者の医療用物資（サージカルマスク N95・DS2 マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布については医療機関の優先配布の仕組みがございます。配布につきましては、各都道府県衛生主管部（局）にお問い合わせ下さい。